

別表1

サービス区分	支給単位
<b>訪問系</b>	
居宅介護	1事業所当たり
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	
<b>通所系</b>	
生活介護	1事業所当たり
短期入所(単独型)	
療養介護	
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	
自立訓練(宿泊型)	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	
<b>共同生活援助系</b>	
共同生活援助(介護サービス包括型)	1住居の定員1人 当たり
共同生活援助(日中サービス支援型)	
共同生活援助(外部サービス利用型)	
<b>児通所系</b>	
児童発達支援	1事業所当たり
児童発達支援センター	
医療型児童発達支援センター	
放課後等デイサービス	
<b>児訪問系</b>	
居宅訪問型児童発達支援	1事業所当たり
保育所等訪問支援	
<b>児・者 入所支援施設</b>	
障害者入所支援施設	定員1人当たり
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	

注)事業所当たりとは、指定時に与えられる事業所番号毎の申請となる。

例えば事業所番号1111122222 の事業所が生活介護と就労継続支援事業 B 型を提供している場合、申請は1事業所となる。また、多機能は1事業所、同一住所は1事業所となる。

## 別表2

### その1（食事提供体制加算がない場合）

通所系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	高圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
生活介護	1事業所当たり	77,500円	78,900円	59,300円	60,700円
短期入所（単独型）					
療養介護					
自立訓練（機能訓練）					
自立訓練（生活訓練）					
自立訓練（宿泊型）					
就労移行支援					
就労継続支援A型 就労継続支援B型					

共同生活援助系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	高圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
共同生活援助（介護サービス包括型）	1住居定員1人当たり	7,300円	6,600円	5,900円	5,200円
共同生活援助（日中サービス支援型）					
共同生活援助（外部サービス利用型）					

児通所系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	高圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
児童発達支援	1事業所当たり	38,750円	38,700円	29,650円	29,600円
児童発達支援センター					
医療型児童発達支援センター					
放課後等デイサービス					

※1 「共同生活援助系」の支給単位は、1住居当たりの定員数とし、1住居当たりの定員数が5人未満の場合は一律6人とする。また、プロパンガスの契約の場合の1住居当たりの補助額については、補助単価に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額1,500円を減算することとする。

## 別表2

### その2（食事提供体制加算がない場合【訪問系】）

訪問系 上段：ガスの契約種別 下段：介護職員1人当たりの1日の平均移動距離	支給単位	都市ガスを利用 同一敷地内建物等減算 有	プロパンガスを利用 同一敷地内建物等減算有	都市ガスを利用 12%未満	プロパンガスを利用 12%未満	都市ガスを利用 12%以上22%未満の場 合	プロパンガスを利用 12%以上22%未満の場合	都市ガスを利用 22%以上の場合の場合	プロパンガスを利用 22%以上の場合の場合
居宅介護	1事業所当たり	10,500円	10,000円	18,300円	17,800円	25,400円	24,900円	28,200円	27,700円

訪問系 上段：ガスの契約種別 下段：介護職員1人当たりの1日の平均移動距離	支給単位	都市ガスを利用 12%未満	プロパンガスを利用 12%未満	都市ガスを利用 12%以上22%未満の場 合	プロパンガスを利用 12%以上22%未満の場合	都市ガスを利用 22%以上の場合の場合	プロパンガスを利用 22%以上の場合の場合
重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者等包括支援	1事業所当たり	18,300円	17,800円	25,400円	24,900円	28,200円	27,700円

児訪問系 上段：ガスの契約種別 下段：介護職員1人当たりの1日の平均移動距離	支給単位	都市ガスを利用 12%未満	プロパンガスを利用 12%未満	都市ガスを利用 12%以上22%未満の場 合	プロパンガスを利用 12%以上22%未満の場合	都市ガスを利用 22%以上の場合の場合	プロパンガスを利用 22%以上の場合の場合
児訪問系 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	1事業所当たり	18,300円	17,800円	25,400円	24,900円	28,200円	27,700円

※1 居宅介護事業所において、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合（減算を行っている場合）、都市ガス利用の場合は10,500円、プロパンガス利用の場合は10,000円とする。

## 別表2

## その3（食事提供体制加算がある場合と入所系事業所の場合）

通所系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	高圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
生活介護	1事業所当たり	218,100円	219,500円	199,900円	201,300円
短期入所（単独型）					
自立訓練（機能訓練）					
自立訓練（生活訓練）					
自立訓練（宿泊型）					
就労移行支援					
就労継続支援A型					
就労継続支援B型					

児通所系	支給単位	高圧かつ都市ガスを利用している場合	高圧かつプロパンガスを利用している場合	低圧かつ都市ガスを利用している場合	低圧かつプロパンガスを利用している場合
児童発達支援センター	1事業所当たり	179,350円	179,300円	170,250円	170,200円
（旧）主として難聴児、重症心身障害児、医療型経過的児童発達支援					
医療型児童発達支援センター					

児・者 入所支援施設	支給単位	都市ガスを利用している場合	プロパンガスを利用している場合
障害者入所支援施設	定員1人当たり	19,300円	18,700円
福祉型障害児入所施設			
医療型障害児入所施設			

※2 「児・者 入所支援施設」におけるプロパンガス契約の場合の1事業所当たりの補助額については、補助単価に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額1,500円を減算することとする。